

弁護士法人等による戸籍謄抄本等の職務上請求の郵便請求方法について

1 戸籍謄抄本等の請求

令和3年2月1日から運用

| 請 求 者        | 必 要 な も の   |
|--------------|---|
| 代表者による請求     | ①法人の代表者の資格を証する書面の原本（発行日から3ヵ月以内）<br>【法人登記簿、代表者等資格証明書等】<br>②請求者の本人確認書類の写し<br>【有効期限内の会員証又は運転免許証等の1号書類】<br>③職務上請求書  |
| 代表者以外の者による請求 | ①所属する法人代表者の資格を証する書面の原本（発行から3ヶ月以内）<br>【法人登記簿、代表者等資格証明書等】<br>②請求者の本人確認書類の写し資格者証若しくは補助者証の写し<br>【会員証若しくは運転免許証等の1号書類】<br>【補助者証】<br>⇒ない場合は代表者が作成した委任状及び運転<br>免許証等の1号書類<br>③職務上請求書 |

※資格を証明する書面（原本）については、返送の希望があれば請求のあった戸籍等証明  
 明書とあわせて返送します。

「資格を証明する書面の（原本）」と原本と相違ない旨を記載した「資格を証明する書面の  
 （謄本）」を併せて提出してください。

※戸籍関係の証明書の送付先は、当該弁護士等又は当該資格者法人の代表者の事務所の所在  
 地に限ります。

2 送付先

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

呉市役所市民窓口課 郵便請求担当

TEL 0823(25)3584